（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条の五を削り、第百四十四条の六を第百四十四条の五とする。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第三条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同条中「第一条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十条の見出し中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同条中「第一条第四項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十一条及び第二十二条中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第四号」に改める。

第二十三条中「第一条第四項第四号の」を「第一条第四項第五号の」に改め、同条第一号イからハまでの規定中「第一条第四項第四号イ」を「第一条第四項第五号イ」に改める。

第二十四条中「第一条第四項第四号」を「第一条第四項第五号」に改める。

第三十条第五号中「第四項第四号」を「第四項第五号」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号中「及び第七十三条第二項」を「、第七十三条第二項及び第百九条の二第三項」に改める。

附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三号

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百九条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令

第一条中「第三十八条」の下に「、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百九条の十」を加える。

第二条及び第五条第一号中「土地」を「不動産」に改める。

別表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条の項の次に次のように加える。

都市再生特別措置法第百九条の八	低未利用土地権利設定等促進計画
	都市再生特別措置法第百九条の九

附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四号

関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条　関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の三の改正規定中「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法」を削り」を「オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止」を「経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正」に、「生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに」を「修正対象物品であるものを除く。）、」に」に改め、「（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）」を削り、同令第六十一条第一項第二号の改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同号イ⑴の改正規定及び同号イ⑵の改正規定中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）目次の改正規定中「第十八条」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条―第十九条の十」に」を「第十九条の十一」に改め、「第三章の二　経済連携協定（第十九条の二・第十九条の三）」を削り」に、「環太平洋協定」を「経済連携協定」に改め、同令第三章中第十一条の前に一条を加える改正規定を次のように改める。